

平成29年10月20日

企業会計基準委員会 御中

宝印刷グループ  
株式会社ディスクロージャー&IR総合研究所

**企業会計基準公開草案第61号  
「収益認識に関する会計基準（案）」等に対する意見**

平成29年7月20日に公表されました公開草案につきまして、当研究所において検討し、以下のとおり意見を提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

## 記

## 質問 1（開発にあたっての基本的な方針に関する質問）

本公開草案の開発にあたっての基本的な方針及び連結財務諸表に関する方針、並びに当該方針等を踏まえて検討した個別財務諸表に関する方針に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意します。

## 質問 2（適用範囲に関する質問）

本公開草案の適用範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意します。

ただし、「顧客又は潜在的な顧客への販売を容易にするために行われる同業他社との商品又は製品の交換取引」を、IFRS第15号と同様に収益認識会計基準案の適用範囲に含めないこと（第3項（4）参照）とすることについて、結論の背景（同第99項）においてIFRS第15号と同様に収益として認識することは適切ではない旨のみ記載されているが、適切でない理由（IFRS第15号では収益と費用をグロスアップすべきでない等を示している）についても結論の背景において示すことをご検討頂きたい。

また、当該取引について、わが国の実務ではどのような取引を想定しているのか、典型的な取引を例示（IFRS第15号では典型的な取引として石油の交換を示している）することをご検討頂けないか。

## （理由）

当該取引について会計処理の定めが明示されておらず、当該取引及び類似する取引の会計処理の適用の判断において支障をきたす恐れがあると考えられるため。

## 質問 3（会計処理に関する質問）

（質問 3-1）収益の認識基準（収益認識会計基準案第 16 項から第 42 項、収益認識適用指針案第 4 項から第 22 項）に関する質問

本公開草案では、IFRS 第 15 号を基礎として、契約と履行義務を識別し、履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意します。

ただし、収益認識会計基準案第112項における、「契約の当事者が契約変更の範囲又は価格（あるいはその両方）について合意していない場合や、（中略）契約変更は生じる可能性がある。」について、契約の当事者が契約変更について合意していないにも関わらず、取引慣行により契約変更が生じるケースがあるということを示しているのかについて確認したい。

## （理由）

契約変更は合意により生じるものであると考えられるため（同第25項参照）、どのような例外を想定しているのかについて例示するのが望ましいと考えられるため。

## 質問 3（会計処理に関する質問）

（質問 3-2）収益の額の算定（収益認識会計基準案第 43 項から第 73 項、収益認識適用指針案第 23 項から第 33 項）に関する質問

本公開草案では、IFRS 第 15 号を基礎として、取引価格を算定し、履行義務へ取引価格を配分することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意します。

## 質問 3 (会計処理に関する質問)

(質問 3-3) 特定の状況又は取引における取扱い (収益認識適用指針案第 34 項から第 88 項) に関する質問

本公開草案では、IFRS 第 15 号を基礎として、特定の状況又は取引における取扱いを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意します。

## 質問 4 (代替的な取扱いに関する質問)

(質問 4) 重要性等に関する代替的な取扱い (収益認識適用指針案第 91 項から第 102項) に関する質問

本公開草案における IFRS 第 15 号における取扱いとは別の重要性等に関する代替的な取扱いの提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意します。

## 質問 5 (開示に関する質問)

(質問 5) 開示 (表示及び注記事項) に関する質問

本公開草案では、開示 (表示及び注記事項) に関して、早期適用時には、必要最低限の定め (企業の主要な事業における主な履行義務の内容及び企業が当該履行義務を充足する通常の時点についての注記) を置くことを提案し、会計基準の適用時 (平成 33 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首) における定めについては、当該適用時までには検討することとしています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意します。

ただし、収益認識会計基準案第133項における、「企業が履行義務を充足する通常の時点とは、例えば、商品又は製品の出荷時、引渡時、サービスの提供に応じて、あるいはサービスの完了時をいう。」の「出荷」については、同第36 項及び第37 項の取扱いが原則的な取扱いであることを鑑みると例示から削除し、例えば「検収」とした方がよいのではないかと考えます。

## 質問 6 (適用時期等に関する質問)

(質問 6-1) 適用時期に関する質問

本公開草案の適用時期及び早期適用に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意します。

(質問 6-2) 経過措置に関する質問

本公開草案において、適用初年度における実務上の負担を考慮し、経過措置を提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

収益認識会計基準案第85項における同第76項との関係について、本会計基準を早期適用する場合の取扱いということにより確認したい。その場合、第85項について「早期適用する場合には、」等の文言を追加したほうがよいと考えるがどうか。

また、中間(連結)財務諸表作成会社における適用についての記述がないため、中間(連結)財務諸表作成会社における適用時期等の取扱いは、四半期(連結)財務諸表作成会社に準ずるということにより確認したい。

## 質問 7 (設例に関する質問)

(質問 7-1) IFRS 第 15 号の設例を基礎とした設例に関する質問

本公開草案における IFRS 第 15 号の設例を基礎とした設例の提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意します。

(質問 7-2) 我が国に特有な取引等についての設例に関する質問

本公開草案における我が国に特有な取引等についての設例の提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。また、その他に我が国に特有な取引等について、設例として追加することが、より整合性のある適用につながると考えられるものがありましたら、ご記載ください。

同意します。

## 質問 8 (その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

特になし。